共催及び後援に関する事務取扱要綱

千葉県理学療法士会

(趣旨)

第1条　[この要綱](http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/reiki/reiki_honbun/g204RG00001520.html#l000000000)は、団体等が事業又は行事(以下「事業等」という。)を実施するにあたり、千葉県理学療法士会(以下「県士会」という。)が共催又は後援をする基準及びその事務取扱について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条　[この要綱](http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/reiki/reiki_honbun/g204RG00001520.html#l000000000)において、[次の各号](http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/reiki/reiki_honbun/g204RG00001520.html#e000000023)に掲げる用語の意義は、それぞれ[当該各号](http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/reiki/reiki_honbun/g204RG00001520.html#e000000023)に定めるところによる。

(1)　共催　団体等と県士会がともに事業等の主体となって、短期間の事業等を行い、かつ、相互の役割分担、経費の分担及び社会的責任が求められる形態をいう。

(2)　後援　団体等が主催する事業等に対して、単に県士会が事業等の趣旨に賛同し、奨励の意を表して名義の使用等を承諾することによって支援することをいう。

(共催・後援の依頼)

第3条　県士会の共催又は後援を受けようとする団体等は、原則として事業等を実施する1月前までに共催・後援申請書に、次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。しかし、前年までに複数回にわたり、後援実績のある事業はこの限りではない。

　また、会長が認めた場合は、事業名称・開催日時・開催場所・事業概要が記載された行政公文書またはそれに準ずる書類で承諾できる。

(1)　事業計画書

(2)　プログラム・パンフレット

(3)　団体等の規約、会則その他これらに類するもの

(4)　前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(共催・後援の承諾基準)

第4条　会長は、[次の各号](http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/reiki/reiki_honbun/g204RG00001520.html#e000000062)のいずれにも該当すると認めるときは、共催又は後援の承諾をするものとする。

(1)　県士会の施策の推進に寄与すると認められる事業等であること。

(2)　原則として、千葉県の区域又はこれに隣接する区域で開催されるなど、広く県民を対象とした事業等であること。

(3)　堅実な活動実績を有し、かつ、事業等の遂行能力が十分であると認められるものが主催する事業等であること。

(4)　事業等の開催場所において、公衆衛生、安全管理、災害防止等に関する措置が講じられていること。

(5)　営利を目的としている事業等にあっては、その収益を社会福祉事業に充てる等の公益性を有する事業等であること。

(6)　法令又は公序良俗に反する事業等でないこと。

(7)　県士会の政治的中立性を損なうおそれのある事業等でないこと。

(8)　県士会の宗教的中立性を損なうおそれのある事業等でないこと。

(9)　県士会の運営に関する一般方針に反する事業等でないこと。

(10)　県士会が共催又は後援をする意義があると認められるものであること。

(共催・後援の承諾等)

第5条　会長・事務局長は、依頼書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、[前条](http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/reiki/reiki_honbun/g204RG00001520.html#e000000055)に規定する基準に該当すると認めるときは共催・後援承諾通知書により、該当しないと認めるときは共催・後援不承諾通知書により承諾の可否を団体等へ通知するものとする。

2　会長は、共催又は後援の承諾をする場合において、必要があると認めるときは、次に掲げる条件を付することができる。

(1)　事業等を行うに当たって生じた事故、災害等については、団体等の責任において処理を行うこと。

(2)　その他必要な事項

(報告)

第7条　承諾団体等は、事業等の終了後速やかに、共催・後援事業等実施報告書に事業等の内容が明確に把握できる書類を添えて会長に提出しなければならない。

(事務等)

第9条　共催及び後援に関する承諾事務は、県士会事務局が行うものとする。

附　則

[この要綱](http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/reiki/reiki_honbun/g204RG00001520.html#l000000000)は、平成30年9月1日から施行する。

団体まどから後援申請書で後援依頼

団体などから後援依頼

申請団体へ返却

新規申請、又は会長判断で検討が必要な場合は、三役へ送信する

承諾書（団体指定書式もしくは、公文書）を作成し団体などへ送付

事務局より会長・事務局長へメール添付で送る

事務局より後援申請書を送付

必要事項を記入の上、返信依頼